

自然公園における管理責任：通常有すべき 安全性と責任分担の研究

田畑, 琢己 / Tabata, Takuki

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Koukyo Seisaku Shirin : Public Policy and Social Governance / 公共政策志林

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

270

(終了ページ / End Page)

289

(発行年 / Year)

2021-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00024281>

自然公園における管理責任 —通常有すべき安全性と責任分担の研究

Management responsibility in a natural park

— Research on safety and responsibility sharing that should normally be possessed

田畑琢己

要約

自然公園は過去10年で約10ha増加して国土面積の約15%を占めるようになった。また、過去10年間に発生した山岳事故は約30%増加している。このような背景から環境省では「自然公園等施設技術指針」を制定し維持管理の体系化を図っている。自然公園等施設技術指針では、自然公園施設を登山道（バリエーションルート、山稜・高山帯ルート、山稜・樹林帯ルート、草原・湿原ルート）、探勝路、園路、集団施設地区等の利用拠点に分類した。この中で、集団施設地区等の利用拠点の施設については、多くの利用者を集めることを目的に設置されているため設置・管理者が明確であり、営造物責任の範囲内である。また、園路は散策、リゾート、観光等の自然景観地を訪れ、雄大な風景や名勝にふれ豊かな自然に接する目的の歩道である。園路の利用者は家族、学校の児童や学生に加えて身体障害者であり、都市公園と同様に営造物責任の対象となる。これに対して、登山道と探勝路の管理責任については未解明なところが多い。この管理責任について警察庁の資料が発生した事故の種類や内容に止まり、環境省は自然公園内で発生した事故について把握していない。このような状況の中で、自然公園施設の管理主体である行政にとって自然公園施設の管理の程度を探求する手がかりとして自然公園施設の管理責任が争点となった裁判例を分析することは有意義である。本稿では、自然公園施設における管理責任が争われた裁判例について学説を交えて分析し、行政の管理責任について裁判所の考え方を検討した。

キーワード

自然公園、管理責任、通常有すべき安全性、責任分担

1 はじめに

1.1 問題の所在

周囲を海に囲まれ、山野に恵まれた我が国は豊かな自然と変化に富んだ景観美を享受している。この豊かな自然を保護するために、行政は特定地域を自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう（自然公園法2条1号））に指定・管理してきた。また、以前より、行政区域内に自然公園を有する地方自治体の中には、自然保護を目的とする管理だけでなく、観光資源としての利用を促進しているところも多く見られる。そこに、昨今の自然回

帰ブームにより、自然観察や自然探勝など自然に親しむ機会を求めて多くの観光客が自然公園に足を運ぶようになった。観光客の増大に伴い、全国の自然公園内での事故の発生も増加、自然公園施設を管理する行政にとって管理責任は重要な課題となっている（若狭2008：89）。

1.1.1 自然公園施設管理についての現在の考え方

自然公園施設管理についての現在の考え方は、「自然公園等施設技術指針」（環境省2014：維持管理1-34）において具体的に示されている。しかし、自然公園は過去10年間で約10万ha増加して国土の

14.8%を占めていることに加えて、それぞれ過去10年間で山岳事故が30.3%増加、山岳遭難者が22.6%増加、死者・行方不明者が1.7%増となっている。このような背景から自然公園を取り巻く社会条件等に応じた管理が重要な問題となっている（環境省2020：178-188、警察庁2020：1）。「自然公園等施設技術指針」（環境省2014：維持管理3）では、自然公園施設の維持管理の方法として、登山道（バリエーションルート、山稜・高山帯ルート、山稜・樹林帯ルート、草原・湿原ルート）、探勝路、園路、集団施設地区等の利用拠点の施設に分類している。

1.1.2 自然公園施設の管理責任の特長と問題点

このような施設の形態によって、管理者の管理責任の範囲と自己責任の範囲が異なる。特に、探勝路、登山道は所有者、設置者、管理者が不明確であることから責任の所在が曖昧である。自然公園施設における管理責任として問題となるのは営造物責任である。ここで、園路は散策、リゾート、観光等の自然景観地を訪れ、雄大な風景や名勝にふれ豊かな自然に接する目的の歩道である。園路の利用者は家族、学校の児童や学生に加えて身体障害者であり、都市公園と同様に営造物責任の対象となる。また、集団施設地区等の利用拠点の施設については、多くの利用者を集めることを目的に設置されているため設置・管理者が明確であり、営造物責任の範囲内である（環境省2014：維持管理4）。

1.1.3 本稿の目的

行政の営造物責任が明確な園路と集団施設地区等の利用拠点の施設に対して、登山道と探勝路の管理責任については不明確なところが多い。この理由として、登山道と探勝路は開設者が不明なことが多く、管理についても地元の警察や山岳会等の団体、そして周辺の山小屋などが標識の設置や補修している場合もある。このような多様な主体による「事実上の管理」の積み重ねが登山道や探勝路の多くを維持している。例えば、日本を代表する山岳自然公園地域である槍・穂高連峰でも主要な登山道18本の中で12本の管理責任の所在が曖昧になっているのである（加藤峰夫2008：87-89）。

ここで、登山道とは、登山、探検、探索、トレッ

キング等の大自然の中で過ごし、より深く、密接な自然体験を得ることを目的とした歩道であり、無整備又は簡易な補修・修復で利用する。登山道の利用者は初級以上の登山者である。探勝路は自然風景観察、動物観察、ハイキング、クロスカントリー等の豊かな自然の中で自然に親しむ等のふれあいを目的とした歩道である。探勝路の利用者は家族、学校の児童や生徒などである（環境省2014：維持管理4）。

そして、警察庁の資料は発生した事故の種類や内容に止まり、環境省は自然公園内で発生した事故について把握していない（2020.11.27環境省自然保護局国立公園課回答）。このような状況の中で、自然公園施設の管理主体の一つである行政にとって自然公園施設の管理の程度を探求する手がかりとして自然公園施設の管理責任が争点となった裁判例を分析することは有意義である。すなわち、裁判例の特徴としては、各事故の論点について裁判所の考え方が明らかになるとともに最終的な結論が得られることである。一方、裁判例の限界としては和解などにより訴訟とならなかった事件や科学技術的内容のように裁判官の専門外のことまで網羅できない点である。

本稿では、自然公園施設の管理責任が争われた裁判例を分析し、行政の管理責任について裁判所の考え方を検討する。裁判例では、営造物責任が争点となったので、これを概観するとともに先行研究の検討を行う。

1.2 営造物責任

国家賠償法2条1項は、「道路、河川そのたの公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は地方公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。瑕疵の有無は、当該営造物に「通常有すべき安全性」（他人に危害を及ぼす危険性のある状態）があったかどうかによって判断されている。なお、国家賠償法は「公の営造物」に関するものであるから民営の施設に関しては適用されない。その場合には、民法717条1項の問題となる（北村2011：240-241）。国家賠償法3条1項は、「前2条の規定において国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において…

公の営造物の設置若しくは管理にあたる者と…公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者が異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。」と規定する。一般国道や1級河川は、本来、国の設置・管理に係る営造物である。しかし、それらの管理を法定受託されている都道府県は、例えば道路法50条、河川法60条等により、一定割合の費用負担をすべきことが明示されている。その限りで、国は設置管理者として、都道府県は費用負担者として賠償責任を負うことになる(室井=芝池=浜川2004:456)。

1.3 先行研究の検討

先行研究としては福永の研究(福永2012:55-95)があり、その概要は次のとおりである。河川の管理瑕疵が争われる事例では、管理責任が軽減ないし免除される事情として、①自己責任論、②河川管理の特質、③自由使用は河川管理の直接的目的ではないことも、根拠としてあげられていることが特徴的である。以上に対し、河川管理者側に責任が認められるのは、次の3類型が抽出できる。第1は、公物管理者が、公物管理のために各種の工事を行うなどして公物の従前の状況に変更を加え、それにより従前に比べ公物利用者に危険を及ぼす可能性が生じた場合である(以下、「第1類型」という)。第2は、公物の利用施設(例えば、河川の親水施設、海浜の海水浴場、自然公園内の遊歩道)を設置するなどして、公衆の公物利用を積極的に許容することにより、事故の危険性を高めた場合である。この場合、公衆は、当該公物は適切に管理されたものと安心して利用するものであり、危険のある公物の利用を奨励しただけ、自己責任論は後退し公物管理者に要求される注意義務のレベルは高いものとなる(以下、「第2類型」という)。第3は、自然公物の管理施設(人工的な公用物)での事故である(以下、「第3類型」という)。典型的なのは河川管理用通路での事故であるが、第2類型との違いは、公物管理者が当該公用物を公衆の利用に積極的に供してはいない点である。河川の管理用通路の場合、公用物という事情はあるが、人工公物で、かつ一般道路と部分

的に接続し、公衆が容易に立ち入ることができるので、それに応じた危険の予測が公物管理者に求められる(最一判昭和55年9月11日判時984号65頁が近い)。

1.4 本稿の主旨

先行研究では、主に河川の管理責任を考察して、管理責任が軽減ないし免除される3つの事情と河川管理者側に責任が認められる3類型があるという結論を導いた。本稿では、先行研究を踏まえて、自然公園施設の管理責任を検討する。本稿は、行政が自然公園施設を整備する際に2つの重要な視角(①「どの程度の措置を講じていれば国家賠償責任を回避できるか」、すなわち、国家賠償法2条1項の解釈論にいう「通常有すべき安全性」とは何か(最一判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁、最三判昭和53年7月4日民集32巻5号809頁)(北村2011:556)、②国、都道府県、市町村、民間事業者が関わっているときの責任分担)から裁判例を分析するとともに、司法審査基準を明らかにし、自然公園施設の管理方針を考察した。分析対象は、「13. 登山道の管理責任」の「裁判例」(溝手2015:76-77)と法律情報データベース(LEX/DB、「自然公園」と「歩道」という用語で検索した。)の両方に掲載された裁判例の中で、高等裁判所まで争われた事例又は過去20年以内(2000年以降)の地方裁判所で確定した事例を選択した。

2 裁判例の分析

裁判例は、別表のとおりである。

2.1 鬼ヶ城事件

(大阪地判昭和46年12月7日民集29巻10号1766頁、大阪高判昭和48年5月30日民集29巻10号1780頁、最三判昭和50年11月28日民集29巻10号1754頁)

2.1.1 事件の概要

被害者は、吉野熊野国立公園内の鬼ヶ城に設けられた周回路の通称「犬もどり橋」を渡っていたところ転落し、負傷した。この橋は、海辺の断壁の中腹を削って設けられた周回路の途中にある岩の裂け目

に架けられたもので、海側には鉄製の柵が設けられていたが、被害者が転落した山側には柵が設けられていなかった。そこで、被害者は、右は危険防止策を怠ったもので、国家賠償法2条所定の営造物の設置管理の瑕疵に該当し、その責任は国立公園の管理者である国、三重県及びその維持管理を任されていた熊野市にあるとして損害賠償を求めた事案である。

2.1.2 裁判所の判断

(大阪地判昭和46年12月7日民集29卷10号1766頁)

- ①「本件周遊路の…施設の費用の負担については、施設の新設の場合は、国が補助金として概ね1/2を、残りの1/2を三重県と熊野市が負担してきた…補修等については、軽微なものはその都度三重県に報告した上、熊野市がその負担の下に補修してきた。」
- ②「危険な本件架橋の山側に転落防止柵を設けていなかったという点で国家賠償法第2条にいう営造物の設置管理の瑕疵が存したというべきであり、そして本件周遊路の設置管理の責任は…被告国、同三重県、同熊野市のいずれもが負っている。」
- ③「本件周遊路についても、その当初の造成は…三重県であるが、その後の補修等については毎年熊野市の予算に計上支出し、その維持保存に努めてきた…ものである。国家賠償法2条にいう公の営造物の設置、管理は国又は公共団体が事実上これをなす状態にあれば足り、必ずしも権限に基づくことを要しない…被告熊野市が…本件周遊路の設置管理を現実になしてきたものである以上、同条にいう営造物（本件周回路）の設置管理の責を負うものと認めるのが相当である。」

(大阪高判昭和48年5月30日民集29卷10号1780頁)

- ④「本件周回路は三重県が…設置した…しかし…本件においても、国あるいは市が、自然公園法上の執行者たる県と並んで、右公園事業と密接な結び付きを持つと認められる場合には…国あるいは市も国家賠償法上の責任…を負担するものと解さなければならぬ。」
- ⑤「本件周回路も熊野市の要望によりできたもので…しばしば改修が加えられたが、その都度熊野市はその費用の全部又は一部を支出し…本件周回路

は…鬼ヶ城の景観を通覧するのに欠くことのできない施設であって、熊野市は地元の観光振興のため…市道の取付を行って観光客の便宜にも意を用い、荒天時には通行止の措置を行っていた。…熊野市は、本件周回路の内でも、特に本件第5橋梁の設置は自らこれをしたものであり、その管理行為は…単に三重県の補助機関としての事実行為をしているに過ぎないものとは認められない。…国家賠償法2条の責任を免れることはできないものである。」

- ⑥「実質的には、元来国が執行すべき国立公園に関する公園事業を三重県に特許して執行させる代わりに、補助金交付の名目で費用の一部を国が負担している…国家賠償法3条の費用の負担の概念は、その名目に捉われず、実質において判断すべきものであるから…国は同条の適用を免れない。」
- ⑦「本件周回路の設けられる前はそこに別段の施設はなく、観光客らが渡り易いところを選んで岩を渡り歩くにまかせていたため、特に高波にのまれる等の事故も生じていたが…観光客の増加に伴い…設けられた…利用者の側に相当の注意が要求されることはもとよりであるが、施設の側も、右利用者の期待に応え得る安全施設を設けるべきであり…気の緩みや酒気を帯びていることも…配慮がされなければならない。…橋の部分において、海側の柵のみを頼りとし、山側には全くこれを設けていなかったことは、積極的に観光客等を誘導する回遊施設としては、やはり安全性において不十分である。」

(最三判昭和50年11月28日民集29卷10号1754頁)

- ⑧「国家賠償法…3条1項所定の設置費用の負担者には、当該営造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者のほか、この者と同等もしくはこれに近い設置費用を負担し、実質的にはこの者と当該営造物による事業を共同して執行していると認められる者であって、当該営造物の瑕疵による危険を効果的に防止しうる者も含まれると解すべき…である。」
- ⑨「上告人は…三重県に対し…本件周回路の設置を承認し…上告人の本件周回路に関する設置費用の

負担の割合は1/2近くにも達している…上告人は、国家賠償法3条1項の適用に関しては、本件周回路の設置費用の負担者というべきである。」

2.1.3 裁判例の分析

本件は、探勝路に関する事案である。安全性については、次のとおりである。判旨②は、「危険な本件架橋の山側に転落防止柵を設けていなかったという点で国家賠償法第2条にいう営造物の設置管理の瑕疵が存した」という考え方を示した。判旨⑦は、「利用者の側に相当の注意が要求される」としながら、「気の緩みや酒気を帯びている」ことにも配慮した「安全施設を設けるべき」という考え方を示した。この点、判旨⑦は先行研究の「第2類型」と同じ立場である。裁判所は「橋の部分において、海側の柵のみを頼りとし、山側には全くこれを設けていなかったことは、積極的に観光客等を誘導する回遊施設としては、やはり安全性において不充分である。」という結論を導いた。行政による自然公園施設整備には、都市公園と同等の安全性を備えなければならぬのだろうか。

責任分担については、次のとおりである。国家賠償法3条1項は、「前2条の規定において国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において…公の営造物の設置若しくは管理にあたる者と…公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者が異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。」と規定する。この点、判旨③は、「国家賠償法2条にいう公の営造物の設置、管理は国又は公共団体が事実上これをなす状態であれば足り、必ずしも権限に基づくことを要しない」という考え方を示した。事実上これをなす状態とは、「施設の新設の場合は、国が補助金として概ね1/2を、残りの1/2を三重県と熊野市が負担（判旨①）」と「熊野市がその負担の下に補修（判旨①）」であり、裁判所は、「国家賠償法第2条にいう営造物の設置管理の瑕疵（判旨②）」について、その責任を「国、同三重県、同熊野市のいずれもが負っている（判旨②）」という考え方を示した。判旨⑥は、「国家賠償法3条の費用の負担の概念は、その名目に捉われず、実質において判断すべき」であるとい

う考え方を示した。実質とは、「公園事業と密接な結び付きを持つ（判旨④）」、「熊野市はその費用の全部又は一部を支出（判旨⑤）」、「熊野市の要望（判旨⑤）」、「熊野市…の観光振興（判旨⑤）」などである。判旨⑧は、次の3つの要件があれば、国家賠償法3条1項の「費用を負担する者」に当たるとする。①補助金の交付額が受給者（地方公共団体）の負担する額と同程度の額に達していること。②実質的に当該営造物事業を共同して執行していると認められること。③当該営造物の瑕疵による危険を効果的に防止し得る者であること（古崎1987：30）。判旨⑨により国の上告を棄却した。この点、判旨⑨は国立公園の施設について「利用者の事故防止に資するもの」であることが、補助金交付対象事業の適格要件（「国立公園及び国定公園施設整備国庫補助金取扱要領」第1「補助の基本方針」3号参照）であり、本件周回路に対する国の補助金の交付も、右周遊路を「利用者の事故防止に資するもの」（柴田1976：136-137）という理由から示されたと考える。

2.2 地獄谷事件

（広島地呉支判昭和54年4月25日下民集33巻1-4号404頁、広島高判昭和57年8月31日判時1065号144頁）

2.2.1 事案の概要

本件は、被害者が、かねてバスガイドより説明のあったとおりの道順に従い知人と共に地獄谷に向かい、他の観光客約20名が旧遊歩道に入ったことと、同方向先に噴煙を認めたため、その左側の木柵に取付けてあった案内板や展望台広場、周遊園路のあることに気付かず、旧遊歩道を約二百数十m進み、同所で写真撮影中突然足下の地表が陥没し大火傷を受けたというもので、右の事故は旧遊歩道の設置、管理の瑕疵によるものであるとして北海道及び登別市、並びに、観光施設に対する補助金交付者である国に対し国家賠償法に基づき損害賠償を求めた事案である。

2.2.2 裁判所の判断

（広島地呉支判昭和54年4月25日下民集33巻1-4号404頁）

- ①「原告の進入経路は…泉源管理のため通行の用に供していた…原告は、被告道は右の場所が天然記念物である原始林の区域内に含まれ、同区域を北海道教育委員会所管のもとに維持管理していることにより、また被告市は右の場所が被告市の行政区域にあることにより、それぞれ右の場所を管理している旨を主張するが、文化財保護法による天然記念物の指定又は行政区域の設定はいずれも対象物件に対する所有権、地上権、賃借権等管理権の根拠となるべき権原の取得を伴うものではないのであるから、原告の右各主張はそれ自体失当というべきである。」
- ②「原告としては…路面及び渡し板の状況並びに周囲の状況からして通常の観光道路から外れているのではないかと疑ってみるべきである。…更に本件石標あたりから先は踏分道のようなものさえ見当たらず…原告は本件石標から少なくとも約72.05mも奥の事故地点に進入したばかりか…一見して表土が陥没しそうなところがある危険地帯であるのにも関わらず…足下を確認することなく、後方又は横へ移動したため本件事故に遭遇したものである。そうだとすれば、事故は原告が漫然と危険地域に進入し、かつ、通常有すべき注意を払わなかったことによって生じたというべきものであり、その責任は専ら原告自身にある。」
(広島高判昭和57年8月31日判時1065号144頁)
- ③「被控訴人北海道は…危険な場所を伴う国立公園の公園事業を施行し、遊歩道や展望台を設置する場合には安全かつ適当な場所、方法を選択することはもとより、人が容易に立入できるような危険な場所には、立入ができないような施設若しくは立入禁止を明示する表示板を設置する等して、観光旅行者の事故防止に努める責務があり、国家賠償法2条の立法趣旨が危険責任に由来するものと解されることも併せ考えると、同条にいう営造物の設置又は管理瑕疵には、設置された営造物についてのそればかりでなく、設置すべき施設を設置しなかった場合をも含むと解する…北海道としては、旧遊歩道入口に立入禁止の立札等を設置し、更には…立札や防護柵が設置すべきものであり…

これをしなかった同被控訴人は国家賠償法2条の責任を免れない。」

- ④「被控訴人国は…その執行を地方自治体等に認可した場合でも…被控訴人国はその改善を命じることが出来る立場にある。…被控訴人北海道と共同して右執行をしていると認められるので、被控訴人国は、国家賠償法3条の費用負担者として責任がある。」
- ⑤「被控訴人登別市は…案内所、休憩所、公衆便所等を設置し…被控訴人北海道の前記本件公園事業の執行については協議に加わっている…国家賠償法2条の立法趣旨に照らすと、同条の設置、管理者とは、法律上その権限がある場合に限定することなく、事実上右と同視し得る立場にあるものも含まれる…被控訴人登別市は、法律上の権限に基づく設置、管理者である被控訴人北海道と事実上同視し得る立場にあったものと認められるから、被控訴人登別市も同条による責任を免れない。」

2.2.3 分析

本件は探勝路に関する事案である。安全性について、判旨②は、「踏分道がない」、「表土が陥没しそうな場所」、「足下を確認せずに移動した」という理由から「通常有すべき注意を払わなかった」として「責任は専ら原告自身にある」とした。判旨③は、北海道の責任について「遊歩道や展望台を設置する場合には安全かつ適当な場所、方法を選択」、「危険な場所には立入ができないような施設若しくは立入禁止を明示する表示板を設置」という「観光旅行者の事故防止に努める責務」があるとした。判旨④は、国家賠償法2条にいう「営造物の設置又は管理瑕疵には、設置された営造物についてのそればかりでなく、設置すべき施設を設置しなかった場合をも含む」という考え方を示した。この点、判旨③は先行研究の「第3類型」と同じ立場である。

責任分担について、判旨④は、「国はその改善を命じることが出来る立場にある」という理由から「被控訴人北海道と共同して右執行をしていると認められる」とした。判旨⑤は、「登別市は…案内所、休憩所、公衆便所等を設置し…被控訴人北海道の前記本件公園事業の執行については協議に加わってい

る」とし、国家賠償法2条にいう「設置、管理者とは、法律上その権限がある場合に限定することなく、事実上右と同視し得る立場にあるものも含まれる」という理由から「登別市は、法律上の権限に基づく設置、管理者である被控訴人北海道と事実上同視し得る立場にあった」という考え方を示した。

2.3 大杉谷事件

(神戸地判昭和58年12月20日民集43巻9号1015頁、大阪高判昭和60年4月26日民集43巻9号1039頁、第一判平成元年10月26日民集43巻9号999頁)

2.3.1 事件の概要

本件は被害者が吉野熊野国立公園内の吊橋を同行者ととともに通過中、吊橋を支えていたメインワイヤ2本のうち1本が切れ、橋面より転落し約20m下の露岩に衝突して死亡した。被害者の両親は、事故の発生は本件吊橋の設置、管理の瑕疵によるものとして、国家賠償法に基づいて、その設置、管理者である三重県及び一部その費用を負担した国に対し損害賠償の訴を提起した事案である。

2.3.2 裁判所の判断

(神戸地判昭和58年12月20日民集43巻9号1015頁)

- ①「本件事故当時、メインワイヤーは、錆びて褐色化し腐食のひどい外側ではぼろぼろの状態であったこと、特に破断したメインワイヤーについてみると、支柱上部に接するワイヤー支点部は…その耐荷重は、設計時の約4/100(約1.2t)であった…本件吊橋は、本件事故当時、公の営造物たる国立公園内の歩道施設として通常有すべき安全性を欠いていた。」
- ②「本件事故当時本件吊橋のメインワイヤーの耐荷重が約1.2tしかなかったのは主として長期間にわたる雨水による腐食のためであり…メインワイヤーが破断した部分である支点部に何らかの構造上の欠陥があったとは考え難いことが認められるから、被告県には本件吊橋に対する設置の瑕疵はなかった。」
- ③「大杉谷線道路は…登山というよりはハイキングというべきコースであり…近鉄がこれを一般用の登山コースとして宣伝している…被告県の設置し

た警告板記載の「1人ずつゆすらないで静かに渡って下さい」という文言が、荷重によるワイヤーの破断の危険を警告する旨の表現とは必ずしも看取り難いことを総合して考慮すれば、本件吊橋…においては、通行制限の警告板の存在にも関わらず、なお、登山者が本件吊橋を同時に多人数で渡橋する事態は、十分に予想し得た…被告県としては…予見可能であった…したがって、被告県は、本件吊橋の危険回避のため、腐食したメインワイヤーを取り換え、正常な安全性を回復するようにするとか、それまでの間、本件吊橋を通行禁止にし…監視員を配置するなど、単なる前記警告板以上により確実性のある危険防止の措置を講ずべき義務が存した。」

- ④「被告県は…吊橋につき民間業者に委託して安全点検を実施したこと、右点検の結果に基づき被告県環境保全課により…吊橋の架替予算の要求がなされたが、財政上の理由から本件吊橋の架替えは行われなかった…被告県は…本件吊橋については通行制限員数を1名と決定し…前記警告板を本件吊橋の渡り口両側に設置した…被告県は…随時パトロールを実施していたが、昭和47年以降はこれを宮川村に委託し、宮川村は、約16回/年大杉谷線道路のパトロールを実施…しかしながら、被告県の右措置にも関わらず、耐荷重の著しい低下による本件吊橋の危険性は何ら改善されないまま推移した…危険を完全に防止するため…具体的措置を講ずべき義務があった…被告県の本件吊橋に対する管理には瑕疵があった。」
- ⑤「本件吊橋の設置、管理のため、国が被告県に交付した補助金の額が…被告県の支出額に対し1/4に過ぎないものであっても、国家賠償法3条1項の適用に関する限り、被告国は本件吊橋の設置管理費用の負担者たることを免れえない。」
(大阪高判昭和60年4月26日民集43巻9号1039頁)
- ⑥「控訴人国の本件道路に関する架設補修の費用の負担の割合は1/2近くにも達しているのだから、本件吊橋の設置管理のための控訴人国が控訴人三重県に交付した補助金の額が控訴人三重県の支出額に対し1/4に過ぎないものであっても、控

訴人国は国家賠償法3条1項の適用に関しては、本件吊橋を含む本件道路の設置管理費用の負担者である。」

- ⑦「本件事故は、本件吊橋を同時に多人数の者が渡ったため発生したとはいえ、通常の用法に即しない行動の結果生じた自損行為によるものとはいえ、控訴人三重県の管理の瑕疵に基づく本件吊橋の安全性の欠除に起因するものというべく、控訴人三重県は国家賠償法2条1項により本件事故によって生じた損害を賠償すべき義務がある。」

(最一判平成元年10月26日民集43巻9号999頁)

- ⑧「公園事業に関する施設が、社会通念上独立の営造物と認められる複数の営造物によって構成される複合的な施設（以下「複合的施設」という。）であって、その設置管理に瑕疵があるとされた特定の営造物が右複合的施設を構成する個々の施設（以下「個別的施設」という。）であるときは、当該個別的施設と複合的施設を構成する他の施設とを一体として補助金が交付された場合などの特段の事情がない限り、右費用負担者に当たるか否かは、当該個別的施設について費用負担の割合等を考慮して判断する…国が補助金の交付を通じて地方公共団体に対し具体的に危険防止の措置を要求することができるのは、補助金が交付された設置、補修等の工事の範囲に限られるからである。…本件吊橋のみについてみると、その架設については費用を負担しておらず、同県がした4回の補修工事のうち本件事故の10年以上前…1回の工事についてのみその費用の1/2に当たる135,992円を補助金として交付したに過ぎず…本件吊橋に対する前示の補助金の額、内容、交付の時期、回数、三重県との負担の割合等に照らすと、上告人は、本件吊橋について国家賠償法3条1項にいう費用負担者に当たらない。」

2.3.3 裁判例の分析

本件は探勝路に関する事案である。安全性については、次のとおりである。判旨①は、メインワイヤーについて「錆びや腐食でぼろぼろの状態」であり「耐荷重は、設計時の約4/100（約1.2t）」であったという理由から「通常有すべき安全性を欠いてい

た」とした。判旨②は、「メインワイヤーの耐荷重が約1.2tしかなかった」理由として「長期間にわたる雨水による腐食のため」であり「設置の瑕疵はなかった」とした。判旨③は、「一般用の登山コースとして宣伝」するなどして利用者を誘導たことに加え、三重県は事故を「予見可能」であったにも関わらず、「警告板」を設置するに止まり「メインワイヤーの交換」、「通行禁止」、「監視員の配置」という確実性のある危険防止の措置を講じる義務があった点で、先行研究の「第2類型」と同じ立場である。判旨④は、「財政上の理由から本件吊橋の架替えは行われなかった」ことと、「宮川村による約16回/年のパトロールの実施」という事情があるにも関わらず「県の本件吊橋に対する管理には瑕疵」があるという考え方を示した。判旨⑦は、警告板を無視して「同時に多人数の者が渡った」にも関わらず「通常の用法に即しない行動の結果生じた自損行為」ではないとし「三重県の管理の瑕疵に基づく本件吊橋の安全性の欠除」であるという考え方を示した。ここでの問題点は、通行制限の徹底の程度と方法である。本件吊橋の耐荷重が約10名であり、1名ずつ渡らなければ落橋の危険があることを周知徹底させる方策が十分採られていれば自損行為となる。しかし、そのような方策を採っていなければ、本件吊橋は、落橋の危険性があつたとされても仕方あるまい。特に、警告板の文言が、メインワイヤーの破断の危険を端的に表現するものではないことや、登山者の間では、同時に5名以上もの人数で渡橋するのが常態化していたことは、本件吊橋に瑕疵があつたと結論付けるための「踏切台」になつたと考えられる（古崎1987：29）点で、先行研究の「第2類型」と同じ立場である。

責任分担については、次のとおりである。判旨⑤は、「国が被告県に交付した補助金の額が…被告県の支出額に対し1/4に過ぎないものであつても、国家賠償法3条1項の適用に関する限り、被告国は本件吊橋の設置管理費用の負担者たることを免れえない。」という考え方を示した（判旨⑥同旨）。判旨⑧は、「架設の費用を負担していない」と「4回の補修工事のうち1回の工事で費用の1/2に当たる

135,992円を補助金として交付した」とし、「補助金の額、内容、交付の時期、回数、三重県との負担の割合等」という判断基準を示して「国家賠償法3条1項にいう費用負担者に当たらない」という結論を導いた。先述した最三判昭和50年11月28日（判旨⑧）が示した国家賠償法3条1項の「費用を負担する者」に当たるとする3要件について国の主張は、次のとおりである。要件①を欠く（三重県の行った4回の補修工事のうち補助金を交付したのは1回のみで、金額的には全補修額の約1/5である。）。要件②を欠く（昭和42年度に補助金を交付してから、本件事故が発生した昭和54年まで本件吊橋の設置に関与したことはない。）。要件③を欠く（その危険を防止し得る地位にない。）（古崎1987：30）。神戸地判昭和58年12月20日と大阪高判昭和60年4月26日は、国の主張を採用しなかった訳であるが、それは、本件吊橋を含む本件道路について、①ないし③の要件があるとしたことによる（古崎1987：30）。最一判平成元年10月26日は、補助金交付の実質との関係では、補助金の額、内容、交付の時期、回数、三重県との負担割合等に照らし、国は費用負担者に当たらないと判断している。事実関係に照らすと、本件吊橋については当初の設置については補助金を交付していないこと、補助金が交付されたのは事故の10年以上前の1回限りであること、負担割合が同県の1/4に過ぎないことなどの点が重視されたと考える。この点の判断は具体的事例に関する判断として参考になると思われる（小田原1991：140）。

2.4 立山連峰地獄谷湯溜入浴事件

（広島地判平成4年3月17日訟月46巻9号3616頁、
広島高判平成11年9月30日訟月46巻9号3598頁）

2.4.1 事件の概要

環境庁は、国立公園法に基づいて中部山岳国立公園の立山連峰地獄谷を含む一帯の地域を園地域に指定し、遊歩道を地獄谷の中に縦断して設置した。被害者は遊歩道から約30m下方にあるコンヤ川の流れの中にある天然の湯溜に入り硫黄性の噴出ガスを吸収して意識を失い溺死した。被害者の相続人は、本件湯溜を含む地獄谷一帯の設置・管理に瑕疵があっ

たとして、被告国、県、町を相手どって、国家賠償法2条による損害賠償請求をした事案である。

2.4.2 裁判所の判断

（広島地判平成4年3月17日訟月46巻9号3616頁）

- ①「被告国は…本件遊歩道を設置した…湯溜まり2は…天然の湯溜まりであり…地獄谷として自然観察の対象とされている…遊歩道及び本件湯溜まり2を含むその周辺は、被告国によって自然観察、自然探勝のために不特定多数人の利用に供されていた…「公の営造物」である。」
- ②「国家賠償法2条にいう「瑕疵」とは営造物が通常備えるべき性質または設備を欠くことをいうものである。したがって、営造物管理者は…危険を防止するために必要な施設を設けなければならないが…当該営造物の構造、用途、場所的環境、利用状況等諸般の事情を考慮して通常予測されうる危険の発生を防止するに足ると認められる程度のものであることを要し、かつこれを以て足るものというべきである。…地獄谷の利用者は、社会通念上独立して行動することの肯認される程度の能力を有する者…と考えられるから、営造物管理者としては右程度の能力を有する者を対象として通常予測される危険を防止しうる措置を講ずれば足りる。」
- ③「地獄谷一帯は至るところでガスが噴出しており…危険が存在する。ところが、本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1、2があるにすぎず…重大な警告を表示しているものであるとは考え難い…被告国は…毒ガスによる危険を明示した…表示を本件遊歩道に沿って適当な間隔で設置する等して危険を防止すべきであり、これを怠った点において公の営造物の「設置又は管理」に瑕疵があった。」
- ④「湯溜まり2は…露天風呂の様相を呈していたとは到底言えない…通常人が前記状況にある湯溜まり2を露天風呂として利用するであろうと考えることができない。…被告国において、地獄谷の利用者が湯溜まり2に入浴することは通常予測することのできない…ものであるから、被告国は右危険を防止するに足る設備を設置する…などの措

置を講じていなかったことをもって「設置又は管理」に瑕疵があったものということとはできない。」

- ⑤「通常予想しえない危険が発生したときは、右危険は危険防止施設が設置されていなかったり、あるいは有効に機能していなかったことによって通常生ずべきものといえなから、両者の間に相当因果関係を認めることはできない…地獄谷の利用者が湯溜まり2に入浴することは通常予想することのできないものであるから、両者の間に相当因果関係を認めることはできない。」
- ⑥「被告国には…瑕疵があるが、右瑕疵と本件事故との間に因果関係はなく、したがって同被告に本件事故について責任がないから、被告富山県、同富山町については…本件事故につき責任がない。」(広島高判平成11年9月30日訟月46巻9号3598頁)
- ⑦「湯溜まり2は…天然の窪みであるから…公の営造物であるとはいえない。」
- ⑧「本件遊歩道の管理者としては、少なくとも、本件遊歩道以外を歩行しないように警告すべきものと解される。…本件事故は…あえて、危険を犯して湯溜まり2に入った…被控訴人国は…本件のような事故の発生する危険性を予測することができなかった…柵等を設置するなどの措置をとっていなかったことをもって、直ちに本件遊歩道の設置又は管理に瑕疵があったとはいえない。」
- ⑨「本件遊歩道については、設置又は管理に瑕疵があったとは認められないから、同被控訴人(富山県、立山町)に対し、国家賠償法2条1項に基づき損害賠償を求める控訴人らの本件請求は…理由がない。」

2.4.3 裁判例の分析

本件は探勝路に関する事案である。判旨②は国家賠償法2条に定める瑕疵の考え方を示し、判旨①は湯溜まり2を「公の営造物」であるとし、判旨③は「公の営造物の「設置又は管理」に瑕疵」を認めたが、判旨④で「湯溜まり2に入浴することは通常予見することのできない」という理由から利用者の事故との間に相当因果関係がないとした(判旨⑤)。この点、判決の事実認定によれば、死亡の原因は、入浴しようと考えて遊歩道から意図的に外れ、有毒

ガスを吸引し溺死したのであるから、直接の瑕疵判断の対象となるのは、湯溜まり2とその周辺に限定されるべきではなかった。そのため、判決は遊歩道の瑕疵の有無を判断し、その瑕疵と本件事故との因果関係を独立の項で論じなければならなかった(稲葉1993:44-45)。判旨⑦は湯溜まり2を「公の営造物」ではないとし、事故の危険を予測できないことから「本件遊歩道の設置又は管理」に瑕疵を否定した(判旨⑧)。判旨⑥⑨は、事故に対する国の責任がないことから、理由を示さずに富山県と立山町の責任を否定した。判旨⑤⑥に対しては、管理者の通常予測できない行動に起因する事故であるから管理者の賠償責任を否定する結論を容易に結論付けられた(古崎1995:109)と思う。

2.5 えびの高原事件

(福岡地判平成4年4月24日判時1437号134頁, 福岡高判平成5年11月29日判タ855号194頁)

2.5.1 事件の概要

被害者は宮崎県えびの高原に出かけ、韓国岳の登山道となっている遊歩道を約100m登り、そのあたりから遊歩道脇の斜面を約9m南方へ下った地点まで歩き、その地点で噴気孔に転落し熱傷を負い死亡した。被害者の両親は「本件事故は、公の営造物である遊歩道の設置管理の瑕疵により生じたものである」として、遊歩道の設置管理者である宮崎県に対し、また「国は国賠法3条1項に定める公の営造物の設置管理費用の負担者に該当する」として国に対し、それぞれ損害賠償を求めた事案である。

2.5.2 裁判所の判断

(福岡地判平成4年4月24日判時1437号134頁)

- ①「本件事故発生地点は、本件歩道から南へ約9m傾斜の急な足場の悪い斜面を下りた場所であること…通常観光客が立ち入ることはないこと…本件事故以前に地表陥没による事故が発生したこともないこと…本件事故現場付近には…危険があることを知らせる看板が設置されていたこと…本件事故は…既に存在していた噴気孔に自ら近付いて転落した…被告宮崎県において、本件遊歩道利用者の安全確保のため…立ち入る者があることまで予

測して、柵の設置やその他右地域への立入防止のための措置を講ずべき事情が存したと解することはできない。…本件遊歩道の設置管理上具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえない。」

- ②「原告らの被告国に対する請求は、被告宮崎県に設置管理者としての責任があることを前提として費用負担者としての国の責任を問うものであるから、前項判示のとおり被告宮崎県に対する請求に理由がない以上…原告らの被告国に対する請求も失当というべきである。」

(福岡高判平成5年11月29日判タ855号194頁)

- ③「本件遊歩道…利用者が遊歩道外に出ることについて、全面的に禁止或いは許容するというような意味はないのであって、遊歩道外の場所への立入については、原則として利用者の自主的判断と責任に委ねられている…遊歩道が整備されることによって…知識・経験の少ない一般観光客の来訪が増大することは容易に考えられるから、具体的に事故発生の危険性が予測される場所については、その旨を明確にして利用者の立入を禁止する措置を採ることが遊歩道設置管理者に要求される。」
- ④「本件事故現場は、比較的観光客が立ち入ることが少ない場所であり…地表が陥没して転落する危険性についても、当時、一般に知られていなかったことなどを考慮すると、被控訴人宮崎県には事故発生の危険性を具体的に予見することはできなかったと認められる。したがって、被控訴人宮崎県が…防止措置を採っていなかったことをもって、直ちに本件遊歩道の設置管理に瑕疵があったとはいえない。」
- ⑤「被控訴人宮崎県には本件遊歩道の設置管理の瑕疵があったことを前提として、費用負担者としての責任を追求する被控訴人国に対する本件請求も理由がないことに帰する。」

2.5.3 裁判例の分析

本件は登山道に関する事案である。安全性について、判旨①は、「本件歩道から南へ約9m傾斜の急な足場の悪い斜面を下りた場所であること」、「通常観光客が立ち入ることはないこと」、「本件事故以前に地表陥没による事故が発生したこともないこと」、

「看板の設置」、「噴気孔に自ら近付いて転落」という事情から、宮崎県には危険箇所に入り込む者のあることを予測して「柵の設置」などを講じなくても「本件遊歩道の設置管理上具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえない」という考え方を示した。判旨③は、「遊歩道外の場所への立入については、原則として利用者の自主的判断と責任に委ねられている」としながら、「遊歩道が整備されることによって…知識・経験の少ない一般観光客の来訪が増大する」という理由から「事故発生の危険性が予測される場所については、その旨を明確にして利用者の立入を禁止する措置を採ることが遊歩道設置管理者に要求される」という考え方を示した。判旨④は、「観光客が立ち入ることが少ない場所」と「地表が陥没して転落する危険性についても、当時、一般に知られていなかった」ことから「事故発生の危険性を具体的に予見することはできなかった」という理由から「本件遊歩道の設置管理に瑕疵があったとはいえない」という考え方を示した。この点、本件と類似する事例として、先述した広島高判昭和57年8月31日があり、表土の陥没は公の営造物である「旧遊歩道」上において発生したものであるから、公の営造物の設置管理の瑕疵の有無の対象となり得る。双方の判決が結論を異にするのは主としてこのためと思われる(薄1993:63)。

責任分担について、判旨②は、「原告らの被告国に対する請求は、被告宮崎県に設置管理者としての責任があることを前提として費用負担者としての国の責任を問うものであるから、前項判示のとおり被告宮崎県に対する請求に理由がない以上…原告らの被告国に対する請求も失当というべきである。」とした(判旨⑤同旨)。

2.6 奥入瀬事件

(東京地判平成18年4月7日判時1931号83頁, 東京高判平成19年1月17日判タ1246号122頁, 最判平成21年2月5日判例集未搭載)

2.6.1 事件の概要

十和田八幡平国立公園の特別保護地区内に属する「奥入瀬溪流石ヶ戸」地内の遊歩道付近を観光中で

あった被害者が本件事故現場にいて昼食をとろうとして立っていたところ、頭上のブナの木の高さ10mの高さから、長さ7m、直径18ないし41cmの枯れ枝が落下し、被害者を直撃したことにより重傷を負った。被害者とその夫は、被告国と被告青森県に対し、選択的に、国賠法1条1項、同法2条1項、民法717条2項に基づき損害賠償を求めた事案である。

2.6.2 裁判所の判断

(東京地判平成18年4月7日判時1931号83頁)

- ①「被告県が設置した石ヶ戸休憩所…を利用する観光客等の多くは…本件遊歩道及び本件空白域に立ち入る者も多く…被告県は、本件事故現場付近を含む空白域において、卓ベンチを設置していた…これを事実上管理し、これを含めた周辺一帯を、本件遊歩道と一体として観光客らの利用に供していた…本件事故現場付近は、貸付契約の対象となった本件遊歩道と事実上区別されることなく、被告県によって、一定の施設が設置され、観光客の利用に供していた…被告県により公の目的のために供用されているというべきである。」
- ②「本件事故現場付近及び本件遊歩道脇に存立する本件ブナの木及びその他の樹木の枝は、本件事故現場付近及び本件遊歩道を含む観光客が通常通行ないし立ち入る場所の頭上を覆っていたことが認められるところ、これらの樹木及びその枝は、年月の経過によりいつ落下するか分からないままであり、本件事故現場付近を通行する観光客等は、常に落木等の危険にさらされていたにもかかわらず…被告県は…1回/年歩道等の安全性の点検を行ったのみで、その他本件事故現場付近の上記の危険性に対して、落木等の危険のある枝の伐採や、立入を制限する柵ないし覆いの設置等を行うこともせず、また、本件事故現場時点において、掲示等により、枝の落下等があり得る旨を警告し、観光客等に注意を促すなどの処置を講じることがなかったことが認められる。そうすると、本件事故現場付近は、被告県によって通行の安全性が確保されてなかったものといわざるを得ず、その管理について通常有すべき安全性を欠いてい

た。」

- ③「山林における落枝は通常見られる自然現象であることからすると、一般的な事故発生の予見が可能であったことは明らかであり…本件事故発生当時の天候は晴れで、ほぼ無風状態であって、本件事故は天候の異常などが無い状況の下での落枝により発生した…被告県が危険木と判断する基準は明らかではないものの…本件事故は、回避し難い事故であったとまではいえず、その他本件事故が不可抗力ないし回避可能性のない場合であるとは認められない。」
- ④「被告国は、民法717条2項にいう「竹木」には、天然木は含まれない旨主張するが…しかし、天然木であっても、占有者等が一定の管理を及ぼし、その効用を享受しているような場合には、これに対する「支持」があることにほかならないから、その場合には、同項の責任を肯定し得る。」
- ⑤「本件ブナの木は、被告国の栽植にかかるものではなく、自生した天然木ではあるが、これを含む山林は、三八上北営林署長において管理している…同営林署は…自らも環境省や被告県の主催する合同点検に毎年参加しているものであり、本件ブナの木を含む山林の遊歩道に近接した部分につき、現実に危険性を認識し、これに対処する方策を採っていたのであって、このようなことを含む管理行為は、少なくとも本件ブナの木を含めた本件遊歩道に近接した山林部分に存する自然木に対して「支持」をしているものといわざるをえないから、本件ブナの木が天然木であっても、これが本件事故現場のような多くの人が立ち入る場所にある立木として通常有すべき安全性を欠いた状態にあるときには、その支持の瑕疵に基づく責任が肯定される。」
- ⑥「本件事故現場付近を含む本件遊歩道及び本件空白域には多くの観光客等が立入、散策や休憩のためにこれらの場所を利用していたこと、奥入瀬溪流石ヶ戸を散策する観光客等の頭上を樹木の枝葉が広く覆っていたこと、本件事故当時は晴天でほぼ無風状態であったことなどの事実を併せて考慮すると、多くの観光客が散策や休憩のために立ち

入る場所に存在していた本件ブナの木としては、その有すべき安全性を欠いた状態にあったといわざるをえない…予見可能性及び回避可能性がないとはいえない…被告国は、本件ブナの木の支持についての瑕疵に基づき、本件事故により原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。」

(東京高判平成19年1月17日判タ1246号122頁)

- ⑦「本件ブナの木の周辺地域は…石ヶ戸休憩所が設置され…ここから奥入瀬に下る階段が設けられ…本件ブナの木を含む立木や切り株の周囲に立入防止柵や標識等があり…本件ブナの木の脇には卓ベンチが置かれるなど多数の観光客が本件ブナの木の周辺において散策ないし休息することが予定されている場所である。…控訴人国は、控訴人県とともに、合同点検を実施していたのであって…現実には落木落枝の危険性を認識することができた…これが人への危害を及ぼすことがないように維持、管理に当たる責任があった。」
- ⑧「本件空白域は…事実上、控訴人県によって上記遊歩道と一体として管理されている…他方、本件空白域は控訴人県が控訴人国から貸付を受けておらず、これらの直接の管理責任は控訴人国に属している。このことは…本件ブナの木周辺を含む奥入瀬溪流歩道の危険木判定や伐採拒否権限は、最終的には控訴人国（林野庁、旧環境庁）にあったこと、合同点検部分に控訴人国の機関も参加し、危険木の判定作業を実施し、その伐採作業を控訴人県に行かせていたことなどから明らかである。」
- ⑨「控訴人県は、事実上、本件空白域を管理している立場から、仮に、控訴人県が、本件ブナの木の枝を伐採する権限を控訴人国から与えられていなかったとしても…控訴人県の責任が回避されるものではない…控訴人国についても、控訴人県が相応の管理権限を有していないことに鑑みると、控訴人県の実事上の管理があることをもって、これを占有する者としての責任が回避されるものではない。」

2.6.3 裁判例の分析

本件は探勝路に関する事案である。東京地判平成

18年4月7日における安全性について、青森県の責任は次のとおりである。判旨①は、「被告県は、本件事故現場付近を含む空白域において、卓ベンチを設置していた」ことから「公の目的のために供用されている」とした。判旨②は、ブナなどの枝が「本件遊歩道を含む観光客が通常通行ないし立ち入る場所の頭上を覆っていた」、「落木等の危険のある枝の伐採や、立入を制限する柵ないし覆いの設置等をしなかった」、「標識など設置しなかった」という理由から「通常有すべき安全性を欠いていた」という考え方を示した。判旨③は、落枝について「予見が可能であった」及び「事故発生当時は晴天で無風であった」から回避し難い事故ではなかったとした。国の責任は次のとおりである。判旨④は、民法717条2項にいう「竹木」について「天然木であっても、占有者等が一定の管理を及ぼし、その効用を享受しているような場合には、これに対する「支持」があることにほかならないから、その場合には、同項の責任を肯定し得る。」という考え方を示した。判旨⑤は、「本件ブナの木は、被告国の栽植にかかるものではなく、自生した天然木」であるとしながら「三八上北営林署長において管理している」という理由から「管理行為は、少なくとも本件ブナの木を含めた本件遊歩道に近接した山林部分に存する自然木に対して「支持」をしているものといわざるをえないから、本件ブナの木が天然木であっても、これが本件事故現場のような多くの人が立ち入る場所にある立木として通常有すべき安全性を欠いた状態にあるときには、その支持の瑕疵に基づく責任が肯定される」という考え方を示した。判旨⑥は、判旨④⑤の理由から「本件ブナの木としては、その有すべき安全性を欠いた状態にあった」として国の責任を認めた。東京高判平成19年1月17日における安全性について、国と青森県の責任は次のとおりである。判旨⑦は、「控訴人国は、控訴人県とともに、合同点検を実施していたのであって…現実には落木落枝の危険性を認識することができた」ことから「これが人への危害を及ぼすことがないように維持、管理に当たる責任があった」とした。判旨⑧は、本件空白域について青森県が「遊歩道と一体として管

理」していることと、「控訴人県が控訴人国から貸付を受けておらず、これらの直接の管理責任は控訴人国に属している」ことから国と青森県の管理責任を認めた。判旨⑨は、「控訴人県は、事実上、本件空白域を管理している立場から、仮に、控訴人県が、本件ブナの木を伐採する権限を控訴人国から与えられていなかったとしても…控訴人県の責任が回避されるものではない…控訴人国についても、控訴人県が相応の管理権限を有していないことに鑑みると、控訴人県の実事上の管理があることをもって、これを占有する者としての責任が回避されるものではない。」という考え方を示した。これまでの判旨は、先行研究の「第2類型」と同じ立場である。最判平成21年2月5日は上告を棄却した。本件で問題となった「営造物」は、「本件事故現場付近を含む本件空白域」であるが、本件空白域については、青森県が国から貸付を受けることなく、すなわち権原なく、事実上管理していたに過ぎない。しかし、国賠法2条1項の「公の営造物」に該当するかどうかは、一般的には、権原の有無によって判断されるが、全く権原がなくても、事実上管理していることによって「公の営造物」に該当することがある、と理解されている。問題は、権原ではなく、本件空白域を青森県が事実上管理し、公の目的に供用していたと評価できるか、という点にある。この点、判旨①は、「県により公の目的のために供用されている」という考え方を示した（判旨⑨同旨）。管理の瑕疵について判旨②は、「本件事故現場付近は、被告県によって通行の安全性が確保されてなかったものといわざるを得ず、その管理について通常有すべき安全性を欠いていた」とした（判旨⑦同旨）。この点、青森県がどこまでの措置を行っていたのか（掲示等による警告で足りるのか、危険のある枝の伐採や、立入を制限する柵などの設置まで行わなければならないのか）問題は残る。民法717条2項の「竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合」の意義については、従来、ほとんど論じられてこなかった。竹木に対する「栽植」又は「支持」という人為的作業が必要であることは条文から読み取れる。本件ブナの木は自生している天然

木であるから、「栽植」は問題とならず、「支持」だけが問題となる。判旨④は、天然木に対して「占有者等が一定の管理を及ぼし、その効用を享受しているような場合」は「支持」に当たるとした。これまで立木に係わる裁判例はいくつか存在するが、この問題を意識的に論じたものはないようである。判旨④は、「支持」を「保存」（民法717条1項）、「管理」（国賠法2条1項）と同じ意味に理解するものである（北河2006：112）。

2.7 城ヶ倉溪流事件

（青森地判平成19年5月18日判自296号78頁）

2.7.1 事件の概要

本件は、青森市内にある通称「城ヶ倉溪流遊歩道」（以下「本件歩道」という。）を散策中に落石事故（以下「本件事故」という。）によって死亡した者の相続人である原告らが、本件事故は本件歩道の管理の瑕疵によって発生したものであるとして、本件歩道の管理者である被告青森市に対し、国賠法2条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

2.7.2 裁判所の判断

（青森地判平成19年5月18日判自296号78頁）

①「国家賠償法2条1項にいう公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい（最一判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁参照）、当該営造物が通常有すべき安全性を欠いているか否かの判断は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきであるが（最三判昭和53年7月4日民集32巻5号809頁参照）、当該営造物の利用に付随して死傷等の事故の発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それが通常の予測の範囲を越えるものでない限り、管理者としては、事故の発生を未然に防止するための安全施設を設置するなどの必要があるものというべきであり（最一判昭和55年9月11日判時984号65頁参照）、管理者がそのような対策を講じなかったために当該営造物の利用に際し安全性が確保されなかった場合には、当該営造物の設置又は管理に瑕疵があったと認めるのが相

当である。」

- ②「本件落石事故現場付近においていったん落石が発生した場合には、それが本件溪流歩道を通行中の利用者を直撃するおそれがあり…利用者の生命等に重大な結果を生じさせる客観的な危険性が常時存在していた…このような危険性は…本件溪流歩道の構造や用法、場所的環境、利用状況等に照らせば、通常の予測の範囲を超えるものではない…本件溪流歩道の管理者である被告としては…落石防止措置等を講じることまではしなかったのであるから、本件溪流歩道の設置管理には瑕疵があった。」
- ③「被告において…(1)落石の通り道になっている桶状の沢の存在、(2)その下部にあるロックシェルの存在、(3)その真下に位置する本件落石事故現場にあった落石と疑われる大小数十個の岩石の存在に照らせば、落石発生を予測することができなかつたとはいえない。同様に、仮に被告において…複数の岩石が存在するロックシェルター部が存在することを認識していなかつたとしても、それは単なる調査不足を示すものというほかに、落石事故発生につき予測可能性を否定する事情とはなり得ない。」

2.7.3 裁判例の分析

本件は探勝路に関する事案である。判旨①は、設置管理の瑕疵の判断基準として、①他人に危害を及ぼす危険性、②予測可能性、③回避可能性を示した。①について判旨②は、「通常の予測の範囲を超えるものではない」とした。②について判旨③は、現場の状況から「単なる調査不足を示すものというほかに、落石事故発生につき予測可能性を否定する事情とはなり得ない」とした。これは、予測可能性の有無に対する判断について、設置管理者である被告に専門家としての一般市民が有するそれよりも高度な判断能力が求められることを前提とし、被告が調査に関する権限を有している場合に、その権限の不行使が予測可能性に対する抗弁となりえないことを示唆する。③について判旨②は、「落石防止措置等を講じることまではしなかったのであるから、本件溪流歩道の設置管理には瑕疵があった」とし

た。この点、本件歩道の利用状況等に基づく個別具体的な判断を下したものであり（若狭2008：90）、先行研究の「第2類型」と同じ立場である。

3 裁判の評価

検討した7件の事件の中で、えびの高原事件（福岡地判平成4年4月24日判時1437号134頁、福岡高判平成5年11月29日判タ855号194頁）のみが登山道であり、他の6件は探勝路であると考えられる。

安全性については、青森地判平成19年5月18日（判旨①）は、「国家賠償法2条1項にいう公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい（最一判昭和45年8月20日参照）、当該営造物が通常有すべき安全性を欠いているか否かの判断は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきであるが（最三判昭和53年7月4日が判例法である（古崎（1995：109））、当該営造物の利用に付随して死傷等の事故の発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それが通常の予測の範囲を越えるものでない限り、管理者としては、事故の発生を未然に防止するための安全施設を設置するなどの必要があるものというべきであり（最一判昭和55年9月11日参照）、管理者がそのような対策を講じなかつたために当該営造物の利用に際し安全性が確保されなかつた場合には、当該営造物の設置又は管理に瑕疵があったと認めるのが相当である。」と最高裁判所の判決を整理した。ここから導かれる設置管理の瑕疵の判断基準としては、①他人に危害を及ぼす危険性（以下、「基準①」という。）、②予測可能性（以下、「基準②」という。）、③回避可能性（以下、「基準③」という。）、④諸般の事情（以下、「基準④」という。）である。この基準に従って、これまでの裁判例を整理する。ここでは、登山道と探勝路に分けて検討する。

3.1 登山道

登山道が取り上げられた裁判例はえびの高原事件（福岡地判平成4年4月24日判時1437号134頁、福岡

高判平成5年11月29日判タ855号194頁)である。本件は登山道であるため「柵の設置やその他右地域への立入防止のための措置を講ずべき事情が存したと解することはできない。…本件遊歩道の設置管理上具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえない。」(判示①)と「被控訴人宮崎県が…防止措置を採っていないことをもって、直ちに本件遊歩道の設置管理に瑕疵があったとはいえない。」(判示④)として、被告県の予見可能性(基準②)を否定した。これは、登山道であるため被害者の自己責任が重視されたと考えられる。

3.2 探勝路

3.2.1 通常有すべき安全性

橋梁は、大阪高判昭和48年5月30日(利用者が注意すれば転落しない山側の柵と気の緩みや酒気を帯びている利用者に配慮(判旨⑦, 基準①②③④)), 神戸地判昭和58年12月20日(ワイヤーの強度(判旨①, 基準①), ワイヤー交換と監視員配置(判旨③, 基準③)), 大阪高判昭和60年4月26日(制限人数を超えた渡橋(判旨⑦, 基準②))という理由から設置管理の瑕疵を認めた。

地盤は、次のとおりである。広島高判昭和57年8月31日(柵や標識の不存在(判旨③, 基準①②③))は、原告が進出した場所が源泉の管理道(広島地判昭和54年4月25日(判旨①)), 旧遊歩道(広島高判昭和57年8月31日(判旨③))という理由から設置管理の瑕疵を認めた。福岡高判平成5年11月29日(判旨④, 基準②)は、事故の予見可能性を否定(福岡地判平成4年4月24日(判旨①同旨))し、設置管理の瑕疵を認めなかった。原告が進出した場所が「立ち入ることが少ない場所及び地表の陥没の危険性が知られていなかった(判旨④)」という事情が考慮されたと思う。

湯溜は、次のとおりである。広島地判平成4年3月17日は、遊歩道の設置又は管理の瑕疵を認めた(判旨③)が、利用者の行動が通常予見できないことから、一旦認めた瑕疵を否定(判旨④, 基準②④)するとともに、事故と瑕疵の相当因果関係を否定した(判旨⑤)。広島高判平成11年9月30日(判旨⑧,

基準②④)は、事故発生を予測できなかったことから本件遊歩道の設置又は管理の瑕疵を否定した。

落枝・落木は、次のとおりである。東京地判平成18年4月7日は、「多数の利用者と卓ベンチを設置(判旨①, 基準④)」、「ブナの木などの枝が頭上を覆っていた(判旨②, 基準①②)」、「事故は予見可能(判旨③, 基準②)」、「事故回避は可能(判旨③, 基準③)」、「晴天・無風状態(判旨③⑥, 基準④)」という理由から設置管理の瑕疵を認めた。東京高判平成19年1月17日は、「合同点検の実施により危険性を認識できた(判旨⑦, 基準②)」という理由から設置管理の瑕疵を認めた(判旨⑤同旨)。

落石は、次のとおりである。青森地判平成19年5月18日は、「樋状の沢・ロックシェルター・過去の落石の存在から予見可能性(判旨②③, 基準②④)」という理由から設置管理の瑕疵を認めた。

3.2.2 責任分担

最三判昭和50年11月28日(判旨⑧)は、「国家賠償法…3条1項所定の設置費用の負担者には、当該営造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者のほか、この者と同等もしくはこれに近い設置費用を負担し、実質的にはこの者と当該営造物による事業を共同して執行していると認められる者であって、当該営造物の瑕疵による危険を効果的に防止しうる者も含まれると解すべき…である。」と判示した。最一判平成元年10月26日(判旨⑧)は、最三判昭和50年11月28日(判旨⑧)を具体化して「補助金の額、内容、交付の時期、回数、負担割合」という判断基準を示した。この視角から、これまでの裁判例を整理する。

設置費用等に対する補助金の額と負担割合を根拠として責任を認めた裁判例は、国(負担割合:1/2)と熊野市(負担割合:残り1/2を三重県と負担)(大阪地判昭和46年12月7日(判旨①), 大阪高判昭和48年5月30日(判旨⑤), 最三判昭和50年11月28日(判旨⑧⑨)), 国(負担割合:補修工事の1/4)(神戸地判昭和58年12月20日(判旨⑤), 大阪高判昭和60年4月26日(判旨⑥))である。補助金の額と負担割合を根拠として責任を否定した裁判例は、国(負担割合:補修工事の1/4)(最一判平成元年10月

26日（判旨⑧））である。設置等に対する内容を根拠として責任を認めた裁判例は、実質的に事業を共同して執行等（大阪地判昭和46年12月7日（判旨③）、大阪高判昭和48年5月30日（判旨④⑤⑥）、最三判昭和50年11月28日（判旨⑧））である。広島地判平成4年3月17日（判旨⑥）と広島高判平成11年9月30日（判旨⑨）は、事故に対する国の責任がないことから、理由を示さずに富山県と立山町の責任を否定した。

4 おわりに

4.1 取り上げた裁判例の意味

先述したように取り上げた裁判例は、「13. 登山道の管理責任」の「裁判例」（溝手2015：76-77）と法律情報データベース（LEX/DB、「自然公園」と「歩道」という用語で検索した。）の両方に掲載された裁判例の中で、高等裁判所まで争われた事例又は過去20年以内（2000年以降）の地方裁判所で確定した事例である。このように選択した裁判例は代表的な「登山道の管理責任」が争点となった事例であり、これまで分かりにくかった裁判による紛争の解決基準が明らかになり行政による自然公園施設の管理方針が明らかになった（溝手2015：1）。

4.2 裁判例の分析による成果

「3 裁判の評価」では、登山道と探勝路に分けて分析してきたが、裁判例では探勝路に比して登山道における利用者の自己責任を重視していることが分かった。先述したように、登山道には、バリエーションルート、山稜・高山帯ルート、山稜・樹林帯ルート、草原・湿原ルートの4種類がある。ここで、バリエーションルートは、上級登山者（登山家、探検家）が利用することを想定して管理責任が問われることはない。山稜・高山帯ルートは、中級以上の登山者（登山歴があり、必要な技術等を判断できる者）が利用するガレ場や岩場を想定して、これも管理責任が問われることはない。

山稜・樹林帯ルートと草原・湿原ルートは、初級者以上の登山者や団体登山者（基礎的な登山技術を備えた者）が利用する歩道であり、鎖、梯子、橋、

標識などが設置されていることが多く、整備の程度は多様である。このような歩道はどの程度管理されているのかが管理責任を考えるのに重要である。これは福岡地判平成4年4月24日判時1437号134頁（判示①）と福岡高判平成5年11月29日判タ855号194頁（判示③）から導かれる。

一方、探勝路は設置された立ち入り禁止の標識による警告を無視して「あえて、危険を犯し（広島高判平成11年9月30日訟月46巻9号3598頁（判示⑧））」た事例を除いて行政の管理責任を認めている。このことから、探勝路は登山道よりも手厚い整備が必要である。

4.3 自然公園施設の管理との関係

前述した理由から、行政は、「登山道を整備すれば、事故等が起きた場合の管理責任が問われるので整備に消極的（渡辺2008：6）」と指摘されるが、検討してきた多くの裁判例は行政に対して厳しい内容であり、整備を躊躇せざるを得ない。近年、登山者が事故や遭難に遭った際に登山道整備担当者に管理責任の問題が発生することを懸念して整備や維持管理が進まな（渡辺2008：17）くなっている。つまり、行政が整備と維持管理している登山道で事故があると行政が管理責任を負わされるが、その事故が発生したのが偶然そこにあった「踏み跡」や「小道」であれば行政責任が問われないことを前提として、行政が登山道の整備は勿論、維持管理も行わないというのは正常な状態ではない（加藤2008：127）。こうした現状を改めるべきであるが、「3 裁判の評価」で指摘した4点の判断基準の中の②予見可能性と③回避可能性は科学技術上あるいは財政上の限界が問題となってこざるを得ない（島田1991：158）し、自然公園は指定以前から存した自然そのものであって、ここに营造物の概念を入れる余地はない（稲葉1993：43）ことから、国賠法2条の解釈には、歯止めとなる適切な理論構成が要請される（原田1986：120）。自然公園内の事故は、「自然保護」と「自然利用」のバランス（北村2011：555）、そして自己責任のあり方について再考するべきであろう。このような再考の重要な手掛かりとなるのが裁判例

の分析と分析結果の現場への還元であり、行政は責任を負うことを過剰に恐れることなく自然公園施設の整備や管理に向き合うことができると考える。

4.4 今後の方策

日本の山岳地帯は公共のために使われていながら法律に基づく管理がなされていない（法定外公物）し、登山道についても法律の規定がないので法律的な扱いが曖昧である（溝手2007：196）ことから、これまで考察してきた内容が重要である。

今後の方策としては、登山道と探勝路の整備水準を明確に区分することが考えられる。例えば、登山道は極力人工物を利用せずに自然状態の歩道として維持することにより、法的な管理責任が生じる可能性が少なくなるとともに維持管理費用が最小限となることである（溝手2018：68）。そして、登山道と探勝路が接続している場合、接続地点に注意標識や開閉式の柵を設置し、ガイドブックやウェブサイトなどを通じて登山道の危険性を利用者に周知すべきである。このような取組を積み重ねることにより行政は自然公園施設の整備や管理を行うことができると考える。

参考文献

- 稲葉一人（1993）「国立公園内の地獄谷の湯溜に入浴し、有毒ガスを吸引し溺死した事例につき、湯溜を公の営造物に当たるとした事案」『民事研修430号』43-45
- 小田原満知子（1991）『曹時43巻3号』140
- 加藤峰夫（2008）『自然公園シリーズ3 国立公園の法と制度』古今書院87-89, 127
- 環境省（2014）「自然公園等施設技術指針」維持管理1-34
- 環境省（2020）「令和2年度 環境・循環型社会・生物多様性白書」178-188
- 北河隆之（2006）「奥入瀬落枝損害賠償事件 青森県・国」判自283号112
- 北村喜宣（2011）『環境法』弘文堂240-556
- 警察庁（2020）「令和元年度における山岳遭難の概況」1
- 柴田保幸（1976）『曹時28巻3号』136-137
- 島田茂（1991）「営造物の設置・管理と国家賠償責任」『行政救済法2』有斐閣158
- 薄津芳（1993）「国賠事件判例紹介第148回」都道府県展望415号全国知事会（財）都道府県会館63
- 原田尚彦（1986）「熊の出る遊歩道は瑕疵ある営造物か」『行政法散歩〈法学教室選書〉』有斐閣120
- 福永実（2012）「自然公物の自由使用と国家賠償責任」広

島法学36巻1号55-95

古崎慶長（1987）「吉野熊野国立公園大杉谷吊橋墜落事故 国家賠償請求事件（三重県）」判自27号29-30

古崎慶長（1995）「立山連峰地獄谷湯溜入浴死亡事故損害賠償請求事件（富山県・立山町）」判自128号109

溝手康史（2007）『登山の法律学』東京新聞出版局196

溝手康史（2015）『山岳事故の法的責任』ブイツーソリューション1, 76-77

溝手康史（2018）『登山者のための法律入門』ヤマケイ新書68

室井力＝芝池義一＝浜川清編著（2004）『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法』日本評論社456

若狭愛子（2008）「溪流歩道落石事故国家賠償請求事件 青森市」判自301号89-90

渡辺悌二編著（2008）『自然公園シリーズ1 登山道の保全と管理』古今書院6, 17

| 事件名 | 判決年月日 | 判決 | 原告 | 被告 | 判旨 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|-----|---------------|---|
| 立山連峰地 敷谷湯涌入 浴事件 | 広島高判平成4年3 月17日判決46巻9 号4616頁 | 国、富山県、立山町 の国家賠償責任を 否定した。 | 利用者 | 国、富山県、立 山町 | 「被告国は…本件遊歩道を設置した…湯涌まり2は…天然の湯涌まりであり…地獄谷として自然観察、自然探 勝のために不特定多数人の利用に供されていた」「公の建築物」である。 「国家賠償法2条1項」にいう施設、とは普通遊歩道が通常備えるべき安全性を欠くことであらう。したがって、普通遊歩道管理者は…危険を防止するために必要な施設を設けなければならぬが…当該普 通遊歩道管理者は、利用状況等危険の発生を防止するに足る程度の危険の発生を防止することを要し、かつこれを以て足るものというべきであらう。…地獄 谷の利用者は、社会通念上独立して行動して行動する者…と考えらるるから、普通遊歩道管理者としては通常予測される程度の危険を防止する措置を 講ずれば足りる。」 |
| えびの高原 事件 | 福岡高判平成4年4 月24日判決143号 134頁 | 国、宮崎県の国家 賠償責任を否定し た。 | 利用者 | 国、富山県、立 山町 | 「地獄谷…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 |
| 奥入瀬事件 | 東京高判平成18年 4月27日判決1331号 83頁 | 国に竹木の支持の 瑕疵責任、青森県 に国家賠償責任を 認めた。 | 利用者 | 国、青森県 | 「被告国は…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 |
| 猪ヶ倉漂流 事件 | 東京高判平成19年 5月18日判決1246号 78頁 | 国に竹木の支持の 瑕疵責任、青森県 に国家賠償責任を 認めた。 | 利用者 | 国、青森県 | 「被告国は…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 |
| 猪ヶ倉漂流 事件 | 東京高判平成21年5 月17日判決1246号 78頁 | 国、青森県 に国家賠償責任を 認めた。 | 利用者 | 国、青森県 | 「被告国は…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 「遊歩道…本件遊歩道は…遊歩道を外れて歩くことが危険である旨の表示は…木柱1,2があることであらう。…被告国は…重なる警告を表示しているもの に相当する。」 |